

「戦争法廃止のために選挙の中で何が出来るか」を考える ための公職選挙法の基礎知識

2015. 12. 20
弁護士 長谷川一裕

第1 公職選挙法の選挙運動規制のあらまし

【告示前】事前運動の禁止→選挙運動はダメ。

*政治活動は自由

文書に、候補者の氏名表示は可。但し「予定候補者」「●●は当選させよう」等はマズイ。

戦争法を推進した政党・政治家批判は全く自由

—戦争法廃止のための政治活動を堂々と進めよう。

*選挙の準備活動はできる

*組織内部行為はできる

【告示後】

1 運動の主体による制限

*特定公務員の選挙運動

*地位利用による選挙運動

2 運動の手段・方法による規制

①文書による選挙運動の規制—法定外文書の禁止

選挙運動用文書は厳しく制限されています

文書の頒布

文書の掲示

公選法146条(要旨)

「何人も選挙運動の期間中は、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者の氏名もしくはシンボルマーク、政党その他政治団体の名称または推薦者の氏名を表示する文書を頒布または掲示することはできない」

シンボルカラーは、問題なし。

②口頭の選挙運動

戸別訪問の禁止—個々面接は違います。

電話による選挙運動—民主党の選挙違反事件と「電話代」

幕間演説は可です

宣伝カー、ハンドマイクの使用は厳しく制限

—自動車一台及び拡声器—揃いのみ！(141条)

3 電子メール、インターネットを使用した選挙運動について(2013年改正)

(1)ウェブサイトを使用した運動

(2)電子メールによる運動

第2 政治活動に対する規制のあらまし

1 大原則—政治活動は原則として自由

2 告示前 予定候補者のポスター掲示以外は特段の制限はない

3 告示後

①「政治活動を行う団体」以外の労働組合・民主団体は、政治活動は自由である

②政治団体に限り、特定の方法による政治活動について、規制がなされている。

政談演説会、街頭政談演説、政策宣伝カー、政策宣伝のための拡声器使用、ポスター掲示、立て札・看板、ビラ配布、機関紙に選挙の報道・評論掲載

→上記の行為は、確認団体のみができる。

第3 組織・団体の内部行為は自由にできる

1 「内部行為らしさ」(内部行為としての外形)を

①必ず機関決定を行う

②文書は、「伝達の形式」を取り、構成員以外には頒布しない

2 組織の性格、実態にもよります

第4 機関紙活動

第5 公務員の選挙活動、政治活動に対する規制について

1 国家公務員(国家公務員法102条、人事院規則14の7)

現業公務員を含む。刑事罰あり→堀越事件

2 地方公務員(地方公務員法36条)

現業職員(単純労務職員)、公営企業は規制の対象外
罰則なし

3 教育公務員(教育公務員特例法21条の3)

規制範囲は国家公務員と同一だが、刑事罰の適用はない。